

特別養護老人ホーム桜の園重要事項(特養)

令和6年8月1日現在

運営法人	社会福祉法人秩父正峰会	施設名	特別養護老人ホーム桜の園
代表者	理事長 吉田 廣文	管理者	施設長 栗島 茂夫
所在地	秩父市和泉町16番地	所在地	秩父市和泉町18番地
電話番号	0494-26-5455	電話番号	0494-26-7650

定員	特養50名 (従来型個室50室)
運営の理念	やさしさ・おもいやり・あたたかさ
主な提供サービス	・食事 ・入浴 ・排泄援助 ・健康管理 ・レク、機能訓練など
主な職員配置 (※介護、看護職員の職員数は常勤換算数です)	施設長1名、事務職2名、生活相談員(兼)1名、介護支援専門員(兼)1名 介護員25.9名(内非常勤2.9)、看護員4.0名(内非常勤2.0)、管理栄養士1名、栄養士1名、調理員6名(内非常勤1) 医師1名(非常勤)、機能訓練指導員1名(非常勤)
嘱託契約医師	本間医院 本間 信先生 75-0020 (週一回の回診)
協力医療機関	秩父病院 22-3022 吉田歯科クリニック荒川診療所 54-1700

①施設利用料金(一日当たり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型 個室	費用額(10割) 1単位10円	589単位 589×10円=5890	659単位 659×10円=6590	732単位 732×10円=7320	802単位 802×10円=8020	871単位 871×10円=8710
	1割負担	589円	659円	732円	802円	871円
	2割負担	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
	3割負担	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円

ただし、入所後30日に限り、上記金額に1日当たり30円加算されます。

※一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は、3割になります。

②預り金管理費	1ヶ月当たり 1,000円
③食費	*1日当たり 1,445円
④居住費	*1日当たり 1,231円
⑤日常生活費等	・レクリエーション参加費。 ・生活用品の購入費用で、利用者様に負担して頂く事が適当である費用。
⑥理美容	1回1,000円

※所得に応じて③食費④居住費の負担限度額が設けられ、負担が減額されます。

○施設の苦情窓口

当施設の苦情受付担当者	生活相談員 上原 真	電話	0494-26-7650
第三者委員	吉田 進	電話	090-1405-3667
第三者委員	遠藤 直哉	電話	03-3500-5330 (代)

○行政機関その他の苦情相談窓口

秩父市役所 高齢者介護課	電話	0494-25-5205
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	電話	048-824-2568

○安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

○身体拘束ゼロを目指しております。

当施設では、穏やかで自由に伸び伸び暮らせるよう日々努めております。原則として身体拘束は致しません。「緊急時、やむをえない身体拘束に関しては、ケース会議での議事内容等ご利用者及びご家族様に説明し、必要とする事由に同意を得て経過観察、記録、見直しに努めております。

○秘密保持・・・事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密(要配慮個人情報を含む)を正当な理由もなく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。